

弟子屈町一般廃棄物処分場

維 持 管 理 計 画 書

弟 子 屈 町

維持管理計画

弟子屈町廃棄物処理施設

No.1

No.	項目	管理の方法	関係法令
1	廃棄物の飛散及び流出防止措置	廃棄物が飛散しないよう、埋立地の周囲にネットフェンス等を設置し、覆土を行う。	第1条第2項第1号
2	悪臭防止に必要措置	覆土を十分施工する事により、悪臭の放散を防止する。	第1条第2項第2号
3	火災の防止及び防火措置	火災発生時には、調整池の水のを利用する他、消火器を常備する。	第1条第2項第3号
4	害虫等の発生防止措置	覆土により、害虫等の発生源、誘引源となるのを防止する。 必要に応じ薬剤の散布を行う。	第1条第2項第4号
5	立入防止措置	埋立地の周囲にみだりに人が埋立地に立ち入らない為の、ネットフェンス及び搬入口門扉の設置、門扉の施錠を行う。	第1条第2項第5号
6	立札の設置及び管理	一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札を、入口付近に設置する。 立札に表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書換え等を行う。 立札に異状が認められる場合には、速やかに必要な措置を講ずる。	第1条第2項第6号
7	擁壁等の点検	廃棄物の流出を防止するための擁壁等を定期的に点検する。 損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。	第1条第2項第7号
8	遮水工の保護	廃棄物を埋め立てる前に、遮水工の損傷防止の為、砂等で遮水工を覆う。	第1条第2項第8号
9	遮水工の点検	遮水工の点検を定期的に行う。 遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる。	第1条第2項第9号
10	周辺地下水の水質検査	周辺の2箇所以上の地下水について、地下水等検査項目（表1）及びダイオキシン類の濃度を1年に1回以上測定し、記録する。 測定の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。 周辺の2箇所以上の地下水について、電気伝導率又は塩化物イオンを1ヶ月に1回以上測定し、記録する。 測定の結果、電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目及びダイオキシン類の濃度を測定し、記録する。	第1条第2項第10号
11	周辺地下水の水質悪化に係る措置	周辺地下水の水質検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかでない場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。	第1条第2項第11号
12	雨水の流入防止	埋立地以外の雨水が埋立地内に流入しないよう、埋立区画外周に擁壁の設置及び法面整形を施す。 定期的に点検し損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。	第1条第2項第12号
13	調整池の点検	調整池を定期的に点検し、記録する。 損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。	第1条第2項第13号

No.	項 目	管 理 の 方 法	関 係 法 令
14	浸出液処理設備の点検及び放流水の水質検査	放流水の水質が排水基準等に適合するように維持管理を行う。 放流水について、排水基準等に係る項目（表2）を1年に1回以上測定し、記録する。	第1条第2項第14号
		浸出水処理設備の各設備機器の機能の状態を定期的に点検する。 異状を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。	
		放流水について、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量を1ヶ月に1回以上測定し、記録する。	
15	開渠等の点検	地表水流入防止及び廃棄物流出防止の為の擁壁等の点検を行う。 損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講じる。	第1条第2項第15号
16	通気装置の設置	通気装置(マンホール)にて発生するガスの排除を行う。	第1条第2項第16号
17	埋立処分終了後の開口部の閉鎖	埋立処分が終了した区画については、厚さが概ね50cm以上の覆土を行い開口部を閉鎖する。 また、表面に勾配を設けて雨水の浸透を抑制する。	第1条第2項第17号
18	残余容量の測定	残余の埋立容量を1年に1回以上測定し、記録する。	第1条第2項第19号
19	点検及び検査記録等の保存	埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量、最終処分場の点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存を行う。	第1条第2項第20号

※関係法令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

表1

No.	項目	単位	基準値
1	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	未検出
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.0005以下
3	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.01以下
4	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01以下
5	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.05以下
6	砒（ひ）素及びその化合物	mg/ℓ	0.01以下
7	シアン化合物	mg/ℓ	未検出
8	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	未検出
9	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.03以下
10	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下
11	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02以下
12	四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下
13	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下
14	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下
15	1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下
18	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下
19	チウラム	mg/ℓ	0.006以下
20	シマジン	mg/ℓ	0.003以下
21	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下
22	ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下
23	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01以下
24	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05以下
25	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	0.002以下

表 2

No.	項目	単位	基準値
1	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	未検出
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.005以下
3	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.1以下
4	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1以下
5	有機燐化合物	mg/ℓ	1以下
6	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5以下
7	砒(び)素及びその化合物	mg/ℓ	0.1以下
8	シアン化合物	mg/ℓ	1以下
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003以下
10	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.3以下
11	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下
12	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2以下
13	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02以下
14	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04以下
15	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5以下
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1以下
17	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4以下
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3以下
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06以下
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02以下
21	チウラム	mg/ℓ	0.06以下
22	シマジン	mg/ℓ	0.03以下
23	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2以下
24	ベンゼン	mg/ℓ	0.1以下
25	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1以下
26	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	50以下
27	ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	15以下
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/ℓ	200以下
29	水素イオン濃度(水素指数)	—	5.8~8.6
30	生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	60以下
31	化学的酸素要求量	mg/ℓ	90以下
32	浮遊物質	mg/ℓ	60以下
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/ℓ	5以下
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30以下
35	フェノール類含有量	mg/ℓ	5以下
36	銅含有量	mg/ℓ	3以下
37	亜鉛含有量	mg/ℓ	2以下
38	溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10以下
39	溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10以下
40	クロム含有量	mg/ℓ	2以下
41	大腸菌群数	個/cm ³	3000以下
42	窒素含有量	mg/ℓ	120以下
43	燐含有量	mg/ℓ	16以下